

告 示

埼玉県告示第百二十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

埼玉県知事 大野 元裕

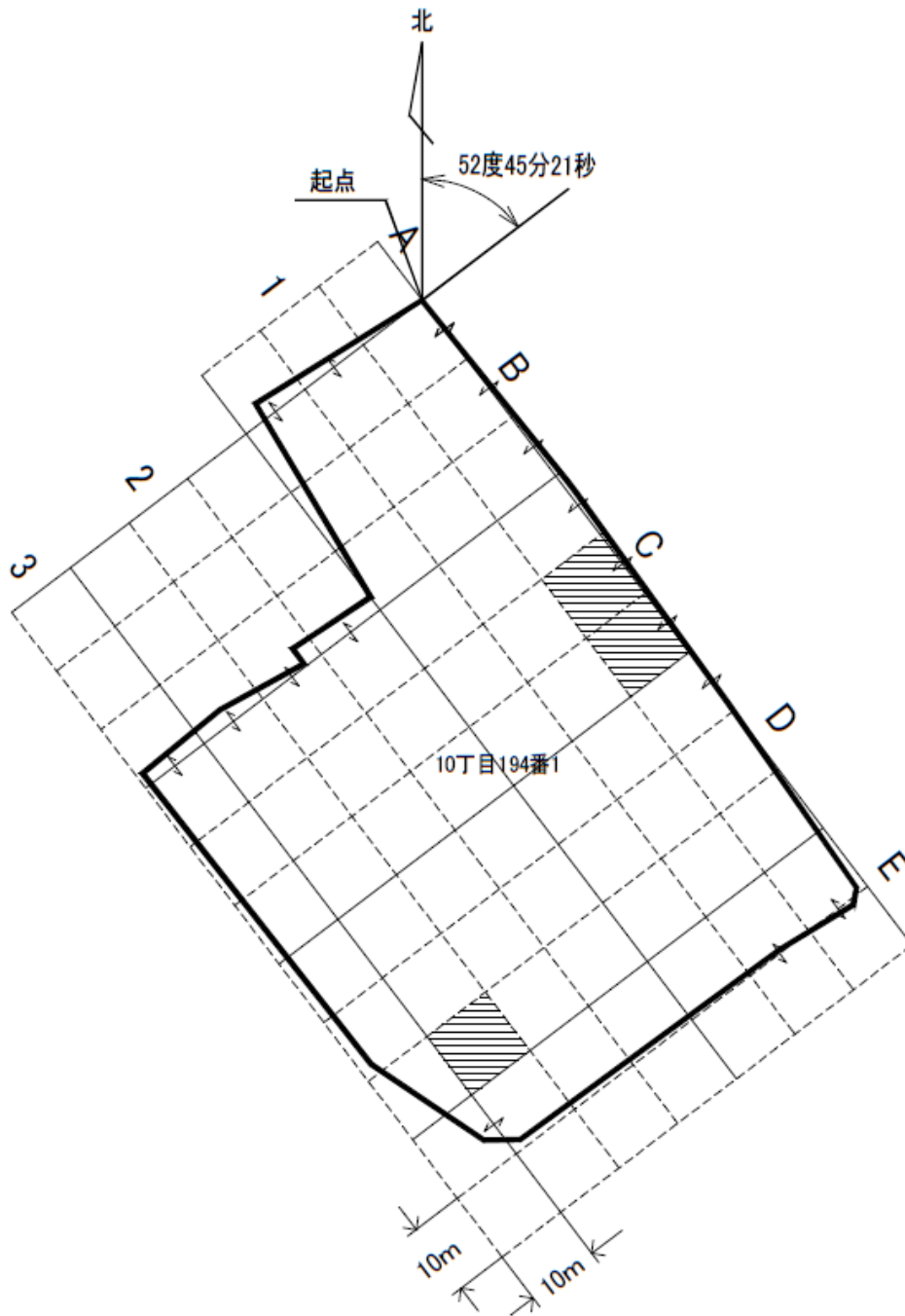
一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県北本市中丸十丁目百九十四番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

別図



凡 例	
---	単位区画
←	区画統合
—	敷地境界
▨	形質変更時要届出区域に指定する区画

【起点】
 起点は、北本市中丸10丁目194番1の最北端とする。

【格子の回転角度(52度45分21秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。